

## ボランティアグループ活動費助成金交付要綱

### 1. 目的

伊丹市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、ボランティアの育成とボランティア活動の活性化を図るため、「赤い羽根共同募金」の地域配分金を財源に、福祉分野等でボランティア活動を行うボランティアグループ(以下「グループ」)が当該年度に行う活動に要する経費の一部を助成するものである。

### 2. 対象グループ

対象となるグループは、市社協が設置する伊丹市ボランティア・市民活動センター(以下「センター」という。)に登録しており、登録後の活動実績が1年以上であるものとする。ただし、法人格を持つ団体は対象外とする。

### 3. 対象活動

対象となる活動は、原則としてグループが行う伊丹市内における次の活動とする。但し、市および市社協等から財源補助（助成金など）が出ている活動については対象外とする。

#### 助成A

(1) 高齢者・障がい児・者、子どもの福祉向上を目的とした活動

(例) ○障がい児・者の社会参加支援を目的とした活動（手話・要約筆記・点字・音訳等）

○特技や技術を生かした福祉施設等訪問活動

○高齢者や障がい児・者を対象とした居場所づくり活動

○技術向上だけを目的としたものではなく、障がい児・者、高齢者、子ども等への理解を深める研修会の参加や企画

(2) 地域の福祉課題等に主体的に取り組む活動

(例) ○ひとり暮らし高齢者を対象とした見守り訪問活動

(3) その他、市民の福祉向上につながる活動と認められる活動

#### 助成B

上記Aの活動であって特に当該年度のみ行う新たな活動および事業

※全市的なイベント、記念事業などの開催や活動に必要な備品購入

※過去3年間に助成Bを受けている場合は対象としない。

### 4. 対象経費

対象経費は、別表に定める必要な経費の一部とし、その内の2割は自己資金とする。

### 5. 助成額

助成額は、当該年度の予算の範囲内とし、助成限度額は下記のとおりとする。

**助成A** 1グループあたり 50,000円

**助成B** 1グループあたり150,000円

※申請金額の総合により、上記の額より減額となる場合がございます。

## 6. 助成決定

助成額については、「赤い羽根共同募金」の地域配分金でグループ育成に充当される予算の範囲で決定する。また、当該年度予算に繰越金がある場合や、この助成金以外を受けている場合、会費以外に収入があるグループへの助成額は、それらの金額を考慮するものとする。

## 7. 申請方法等

### (1) 助成申請

「ボランティアグループ活動助成金交付申請書(様式1)」をセンターに申請するものとする。

### (2) 助成交付決定

助成申請を受けた市社協は、市社協が第三者の参画を得て組織する審査会による書類審査および面接審査(B助成のみ)により決定し、「助成金交付決定通知書(様式2)」を通知する。

### (3) 助成金の請求及び受領

助成金の交付決定通知を受けたグループは、交付決定後、30日以内に「助成金交付請求書(様式3)」により市社協に助成金交付請求をするものとする。請求書を受領した市社協は、請求書に記した銀行等口座に助成金を振込む。

### (4) 助成活動報告

助成金の交付を受けたグループは、翌年4月30日までに活動実績報告書・活動の様子がわかる写真等・決算書・領収書等を添付の上、センターへ「助成金実績報告書(様式4)」を提出する。その際、助成金に余剰金が生じた場合は、市社協に返還するものとする。

## 8. 助成金交付決定の変更

助成金交付決定を受けたグループにおいて、申請時の活動内容等に変更が生じた場合は、すみやかにその旨を市社協に報告し、協議するものとする。

## 9. 助成金の交付取消等

市社協は、助成金の交付を受けたグループが、次のいずれかに該当した場合は助成決定を取消し、すでに交付された助成金の全額もしくは一部の返還を求めることができる。

### (1) 前条の事態が生じた場合

### (2) 申請活動を中止した場合

### (3) 申請活動の実態がないと認められる場合

### (4) 交付助成金を申請活動以外に流用した場合

- (5) 助成活動報告書を提出しない場合
- (6) 交付決定額を上回る繰越金が生じた場合（使途が明確な場合は除く）
- (7) その他、この助成金の目的に反すると市社協が認めた場合

#### 10. その他

その他、この要綱に定めない事項は、市社協において決めるものとする。

##### 付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。